

#### IV 施設・設備等

##### 1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積

(表5)

校地名	校地・校舎				講義室・演習室等		
	校地面積 (m <sup>2</sup> )	設置基準上必要校地面積 (m <sup>2</sup> )	校舎面積 (m <sup>2</sup> )	設置基準上必要校舎面積 (m <sup>2</sup> )	講義室・演習室・学生自習室総数	講義室・演習室・学生自習室総面積 (m <sup>2</sup> )	
池袋校地	64,308.6	}	89,783.1	}	206	18,090.1	
新座校地	98,518.5		36,789.9		75,199	60	6,891.8
富士見校地	92,710.0		1,171.6		—	—	—
計	255,537.1	165,200	127,744.6	75,199	266	24,981.9	

[注] 1 校舎面積に算入できる施設としては、講義室、演習室、学生自習室、実験・実習室、研究室、図書館（書庫、閲覧室、事務室）、管理関係施設（学長室、応接室、事務室（含記録庫）、会議室、受付、守衛室、宿直室、倉庫）、学生集会所、食堂、廊下、便所などが挙げられます。

2 講堂を講義室に準じて使用している場合は「講義室・演習室・学生自習室」に含めても結構です。

3 複数のキャンパスを設置している場合は、キャンパスごとに作表してください。